令和８年 11 月
総 務 省 消 防 庁

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案

１． 改正の趣旨

（１－１）補償基礎額の改定

第222回臨時国会提出の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）別表第４イ公安職俸給表（一）の改定が盛り込まれている。

これを踏まえ、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「令」という。）において、

・ 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額（給与法別表第４イ公安職俸給表（一）を参考に算出しているもの）

の改定を行うもの。

（１－２）遺族補償年金の受給資格者要件の見直し等

就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、遺族補償年金における支給要件等の見直し等を含む労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和８年法律第60号）が令和８年７月17日に公布された。

これを踏まえ、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）において同様の改正を行うこととされている（改正法案は第222回臨時国会提出）。

令は、非常勤消防団員等公務災害補償制度の基準として、労働者災害補償制度及び消防吏員に対して適用される地方公務員災害補償制度等を鑑みて定められているところであるため、今般の改正を踏まえ、遺族補償年金の受給資格者要件の男女差を解消する改正等を行うもの。

２．　改正の概要

①　非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の改定（第２条第２項第１号及び別表関係）

【改正後の別表　補償基礎額表】

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	13,740（13,340）	14,570（14,170）	15,400（15,000）
分団長及び副分団長	12,070（11,670）	12,900（12,500）	13,740（13,340）
部長、班長及び団員	10,400（10,000）	11,240（10,840）	12,070（11,670）

備考：表中は円単位。（　）内書は現行の補償基礎額である。

②　消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額の改定（第２条第２項第２号関係）

	最低額	最高額
現行	10,000 円	15,000 円
改正後	10,400 円	15,400 円

③　遺族補償年金の受給資格者要件の見直し（第８条第１項及び附則第２条の２第２項関係）

	年齢や障害状態に係る受給資格者要件	
	被災した非常勤消防団員等の死亡時に 55 歳以上又は特定障害状態にあること	なし
現行	夫、父母、祖父母	妻
改正後	父母、祖父母	夫、妻

④　遺族補償年金における遺族が１人の場合の額の見直し（第８条の２第１項及び第４項関係）

	遺族補償年金の年金額（遺族が１人の場合）
現行	補償基礎額×153 日 （55 歳以上の妻又は特定障害状態にある妻は、補償基礎額×175 日）
改正後	補償基礎額×175 日

３．施行期日等

公布予定日：令和９年２月上旬

施　行　日：令和９年４月１日

適 用 関 係：この政令による改正後の規定は、令和９年４月１日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用する。